

安全運転でキャッシュバックプラン (やさしい運転特約)のご案内

この書面では、安全運転でキャッシュバックプランをご契約の場合にセットする「やさしい運転特約」についてご説明しています。「重要事項説明書」および「重要事項説明書の補足事項」とあわせてご一読のうえ、内容をご確認ください。なお、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は、「普通保険約款・特約」に記載しています。ご不明な点は、当社までお問合せください。

青字で表示している用語については「重要事項説明書」の用語の説明 (表紙) をご確認ください。

1. 安全運転でキャッシュバックプランの仕組み

安全運転でキャッシュバックプランとは、ソニー損保の自動車保険にやさしい運転特約をセットした自動車保険をいいます。やさしい運転特約とは、「やさしい運転計測特約」、「対人諸費用特約」および「人傷介護追加払特約」があわせてセットされたものをいいます。

ソニー損保の自動車保険

- ・対人賠償保険
- ・対物賠償保険
- ・人身傷害保険 など



やさしい運転特約

- ・やさしい運転計測特約
- ・対人諸費用特約
- ・人傷介護追加払特約

* 「やさしい運転計測特約」、「対人諸費用特約」および「人傷介護追加払特約」は必ずあわせてセットしていただきます。

* ご契約の条件等によっては、安全運転でキャッシュバックプランをご契約できない場合があります。

* 契約者が法人の場合には、安全運転でキャッシュバックプランをご契約できません。

II. 安全運転でキャッシュバックプランにセットされる特約の概要

1. やさしい運転計測特約

契約車両の走行中におけるアクセル、ブレーキ、ハンドルまたはスマートフォンの操作状況（以下「運転特性」といいます。）を記名被保険者のスマートフォンにて計測します。

所定の条件を満たす場合、運転特性の計測結果（以下「運転スコア」といいます。）に応じて保険料をキャッシュバックします。

（1）運転特性を計測するための準備

記名被保険者のスマートフォンにて運転特性を計測するための準備として、次の①および②を行ってください。

- ① 記名被保険者のスマートフォンのうち計測に使用する1台に「GOOD DRIVE アプリ」をインストールし、アプリ等の説明に従って設定を行ってください。
- ② 「GOOD DRIVE デバイス」を契約車両のアクセサリースOCKETにセットしてください。



計測の準備に関するご注意

* 計測に使用するスマートフォンおよび「GOOD DRIVE デバイス」の両方を正しく設定しないと、運転特性は計測できません。

「GOOD DRIVE アプリ」をスマートフォンにインストールできないときや契約車両にアクセサリースOCKETがないときなど、「GOOD DRIVE アプリ」や「GOOD DRIVE デバイス」等を利用できない場合は当社カスタマーセンターまでご連絡ください。

* 同時に複数のスマートフォンを計測に使用することはできません。また、記名被保険者を同一とする安全運転でキャッシュバックプランを複数ご契約いただいた場合は、同じスマートフォンをその全てのご契約の計測に使用していただきます。

* 記名被保険者が契約車両に乗車する際は、計測に使用するスマートフォンを携帯してください。

* 「GOOD DRIVE デバイス」はご契約ごとに1台が対応します。記名被保険者が契約車両に乗車していないときも、「GOOD DRIVE デバイス」は契約車両にセットしておいてください。

(2) 運転特性の計測

上記(1)①の設定をしたスマートフォンが「GOOD DRIVE デバイス」の電波を受信する間、スマートフォンに内蔵のセンサーを用いて運転特性を計測します。計測した運転特性のうち下表の挙動により、ご契約ごとに運転スコアを計算します。

運転スコアの計算に利用する挙動		運転スコアへの影響
アクセル操作 ブレーキ操作 ハンドル操作	操作による加速度（ 契約車両 に加わる力）が基準未満に制御され、一定時間以上継続した場合（※1）	加点影響 走行時間（※2）における挙動の発生頻度が高いほど、運転スコアは上昇する傾向があります。
	操作による加速度（ 契約車両 に加わる力）が基準以上の強さとなり、一定時間以上継続した場合（※1）	減点影響 走行時間（※2）における挙動の発生頻度が高いほど、運転スコアは下降する傾向があります。
スマートフォン操作	契約車両 の走行中に、計測に使用するスマートフォンを一定時間以上継続して操作した場合（※1）	

(※1) 各挙動は当社が定める基準で判定します。

(※2) 運転特性を計測した時間から、停車中、スマートフォン操作等と判定した時間を除いた時間です。以下同様とします。



運転特性の計測に関するご注意

*緊急時の急ブレーキなども運転スコアに影響しますが、危険回避に必要な操作はためらわずに行ってください。

*計測に使用するスマートフォンを携行して**契約車両**に乗車している間は、**記名被保険者**が運転していないときも計測します。**契約車両**を運転される方に計測することについて説明してください。

*スマートフォン操作の判定は、計測に使用するスマートフォンを同乗者が操作した場合や**記名被保険者**が運転していない間に操作した場合も対象となる場合があります。

(3) 保険料のキャッシュバック

次の①～③の条件をすべて満たし、「GOOD DRIVE アプリ」からお手続きをしていただくと、保険料をキャッシュバックします。

- ①走行時間が20時間以上であること。
- ②保険始期日から起算して270日以上経過すること。
- ③「GOOD DRIVE アプリ」に表示されている運転スコアが60点以上であること。

キャッシュバック額は、お手続きをする時点で「GOOD DRIVE アプリ」に表示されている運転スコアに対応するキャッシュバック率を保険料に乗じることで計算します。キャッシュバック率は、保険料全体には適用しません。保険料のうちリスクに応じた部分に適用しており、その他の部分には適用しないため、保険料全体に対するキャッシュバック額の割合は、ご契約内容により、表の数値とは異なる場合があります。

運転スコア	59点以下	60点～69点	70点～79点	80点～89点	90点～100点
キャッシュバック率	キャッシュバックなし	5%	10%	20%	30%

*保険料をキャッシュバックする前に、ご契約内容を変更した場合、変更による保険料の変動を勘案のうえ、キャッシュバック額を計算します。

*保険料をキャッシュバックした後に、ご契約内容を変更する場合、ご契約を解約する場合または当社から解除する場合は、キャッシュバックによる保険料の変動を勘案のうえ、保険料を返還または追加請求させていただくことがあります。

*上の①～③の条件を満たしていない状態で、ご契約を解約する場合もしくは当社から解除する場合またはご契約を満了する場合、保険料のキャッシュバックは行いません。

(4) やさしい運転計測特約を解除する場合

事故時の調査等の際に、ご契約者等の故意または重大な過失により契約車両に「GOOD DRIVE デバイス」をセットしていないことや記名被保険者のスマートフォンで計測していないことなどが判明した場合、当社は、この特約を解除することがあります。

*この特約を解除する場合、運転スコアに応じた保険料のキャッシュバックは行いません。また、保険料のキャッシュバック後にこの特約を解除する場合、キャッシュバックした保険料の返還を求めることがあります。

2. 対人諸費用特約

契約車両の事故により、他人にケガをさせたり、死亡させ、補償の対象となる方が法律上の損害賠償責任を負った場合に、保険金をお支払いします。

対人諸費用保険金

死亡した場合	相手方1名ごとに、15万円
3日以上入院した場合	相手方1名ごとに、5万円

*この特約の補償の対象となる方および保険金をお支払いしない主な場合は、対人賠償保険と同じです。「重要事項説明書の補足事項」の1.1.対人賠償保険(P.1)をご確認ください。

*他車運転特約またはファミリーバイク特約の補償の対象となる事故にも、この特約を適用します。他車運転特約およびファミリーバイク特約の補償の対象となる事故については、「重要事項説明書の補足事項」の1.1.他車運転特約(P.4)およびファミリーバイク特約(P.5)をご確認ください。

3. 人傷介護追加払特約

人身傷害保険の補償の対象となる事故により、**補償の対象となる方**が約款に定める第1級～第5級の後遺障害を被り、要介護状態となった場合に保険金をお支払いします。

人身傷害重度後遺障害時生活支援保険金

補償の対象となる方の要介護状態の区分に応じた定めた下表の支払保険金基準年額に、支払対象期間（要介護期間）に対応するライプニッツ係数を乗じた額

要介護状態の区分		支払保険金基準年額
要介護状態区分A	重度の要介護状態	210万円
	中度の要介護状態	160万円
要介護状態区分B		210万円

*この特約の**補償の対象となる方**および保険金をお支払いしない主な場合は、ご契約の人身傷害保険と同じです。「重要事項説明書の補足事項」のⅠ. 1. 人身傷害保険（P.2）をご確認ください。

*他車運転特約またはファミリーバイク特約「人身傷害型」の補償の対象となる事故にも、この特約を適用します。他車運転特約およびファミリーバイク特約の補償の対象となる事故については、「重要事項説明書の補足事項」のⅠ. 1. 他車運転特約（P.4）およびファミリーバイク特約（P.5）をご確認ください。

*要介護状態の区分、支払対象期間およびライプニッツ係数は約款に定めるところにより決定します。



人身傷害保険の補償タイプが「車内+車外補償型」をお選びいただいた場合で、人傷介護追加払特約と同種の補償を他のご契約でセットしているときは、補償が重複することがあります。詳細は、「重要事項説明書」のⅠ. 4. 補償の重複に関するご注意（P.5）をご確認ください。

III. その他ご留意いただきたいこと

保険期間の途中で、ご契約内容の変更等により安全運転でキャッシュバックプランをご契約できる条件を満たさなくなる場合またはやさしい運転特約を削除する場合は、原則としてご契約を解約のうえ、新たにやさしい運転特約をセットしないご契約を締結していただきます。

この場合、ご契約の解約にかかる返還保険料は、「重要事項説明書の補足事項」のIII. 4. ご契約内容の変更時および解約時等の取扱い（※）に従い計算します。

安全運転でキャッシュバックプランのご利用における通信費等は、**ご契約者**等の負担となります。

「GOOD DRIVE アプリ」では、計測した運転特性をご案内するサービスなどを提供します。各サービスは、利用規約に基づき提供されます。

「GOOD DRIVE デバイス」は当社が安全運転でキャッシュバックプランの**ご契約者**に貸与するものであり、安全運転でキャッシュバックプラン契約中にのみ利用することができます。

ご契約を解約する場合、当社から解除する場合もしくはご契約を満了する場合または当社から

「GOOD DRIVE デバイス」の利用停止の連絡があった場合は利用を停止し必ず廃棄してください。ただし、ご契約を満了する場合でも**継続契約**も安全運転でキャッシュバックプランをご契約のときは、引き続きご利用いただきます。

（※）参照するページ番号は、「重要事項説明書の補足事項」の保険始期日によって以下のとおり異なります。

2023年1月以降始期用の場合…P.14

2023年10月以降始期用の場合…P.15

IV. 安全運転でキャッシュバックプランに関するお問合せ窓口

安全運転でキャッシュバックプランのご契約のお手続きならびに「GOOD DRIVE アプリ」および「GOOD DRIVE デバイス」に関するご相談等については、当社カスタマーセンターへお問合せください。

カスタマーセンター

0120-808-278

9:00～20:00（土・日・休日も受付）

GOOD DRIVE はソニー損害保険株式会社の登録商標です。

SA22-260